

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.331 2022/8/12

1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

8月10日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各等検疫所長宛標記通知を出した。これは、農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬スルホキサフロル等の食品中の残留基準値を設定し、又は改正するとともに食品衛生法第13条第3項に基づき、対象外物質に、安息香酸を追加したものである。

適用期日は告示の日から適用される。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000975363.pdf>